ザスパ群馬「2026/27 ハーフシーズンシート」会員規約

第 1 条＜適用範囲＞

本規約は、株式会社ザスパ（以下、当社）が主管する 2026/27 明治安田 J 3 リーグのホームゲーム 9 試合(12 月 12 日ガイナーレ鳥取戦以降)に適用される「2026/27 ハーフシーズンシート」(以下、ハーフシーズンシートといいます。）の利用に関する条件および規則を定めたものです。

第 2 条＜会員＞

本規約における会員とは、本規約を確認し、その内容を承諾した上で、当社が別途定める方法にて本会への入会またはハーフシーズンシートの購入（以下、「入会」といいます。）申し込みがなされ、当社が入会を承諾した方とします。

入会申込者または会員が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義される暴力団ならびにその関係団体）に所属する者、若しくは関係者であると当社が認めた場合には入会を拒否し、入会承諾を取り消すことができます。

第 3 条＜有効期間＞

シーズンシートの利用権利は 2026/27 シーズン限りとし、会員資格の有効期間は **2026 年 12 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日**とします。

第 4 条＜年会費＞

会員は、当社所定の方法により、当社に対し、ハーフシーズンシートの代金（以下、「年会費等」といいます。）を支払うものとします。

年会費等は、席の種別（以下、「席種」といいます。）に応じて別途定めるものとします。また、年会費等以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は、別途その利用料金を定め会員に対して明示します。

第 5 条＜中途解約の禁止＞

会員は、シーズン途中でハーフシーズンシートを解約することはできず、前項に基づいて支払われた年会費等は、いかなる場合であっても払い戻しません。

第 6 条＜会員 IC カード＞

当社が入会を承認する場合、会員毎に、会員番号を設定し、会員 IC カードを 1 枚発行します。但し、会員が当該会員番号を選択することはできません。

会員 IC カードは次年度以降も会員資格を継続する場合は当該会員 IC カードを継続使用とします。

会員 IC カードは、会員本人に限り利用可能とします。

会員 IC カードは、会員によるサービスの利用に際して必ず提示するものとし、当該提示がない場合、サービスを受けることができません。

会員 IC カードを破損及び紛失等で、再発行する場合は、会員番号が変更になることを承諾した上で再発行手数料(500 円)を別途負担しなければなりません。また、再発行が完了するまでの間、会員特典が利用できない場合があります。

第 7 条＜会員情報シール＞

当社が入会を承認する場合、会員毎に、入会したシーズンのみ利用できる会員情報シールを 1 枚発行し

ます。以後、会員資格を継続する場合は、当該シーズンのみ有効となる新しい会員情報シールを発行します。
会員情報シールとは、会員の氏名、会員番号、ハーフシーズンシート席種、座席番号(指定席のみ)などを記載したシールであり、会員 IC カードに貼り付けて使用します。
会員情報シールは、会員本人に限り利用可能とします。
会員情報シールは、会員によるサービスの利用に際して必ず提示するものとし、当該提示がない場合、サービスを受けることができません。
会員情報シールを破損及び紛失等の理由で再発行する場合は、再発行手数料を別途負担しなければなりません。また、再発行が完了するまでの間、会員特典が利用できない場合があります。

第 8 条＜譲渡等の禁止＞
会員は、会員番号、会員 IC カード、会員情報シール、J リーグ ID、パスワード及びその他本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者に対しても貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。

第 9 条＜観戦権＞
会員は、2026/27 シーズンに当社が主管する明治安田 J 3 リーグ（カップ戦を除く）9 試合(12 月 12 日ガイナーレ鳥取戦以降)の公式試合を観戦する権利（以下「観戦権」といいます。）を有します。
前項に基づく観戦時の席種は、ハーフシーズンシート購入時に購入者自身が指定するものとし、会員は変更を求めることができません。

第 10 条＜譲渡・リセール＞
会員は、J リーグチケット公式リセールサービスを利用することによって、各ホームゲームの観戦権を、第三者に譲渡もしくは販売することができます。
ただし、小中高区分のシーズンシートはリセールサービスの対象外とします。
前項に定める場合の他、いかなる場合であっても、第三者に対して観戦権を譲渡することはできません。

第 11 条＜ホームゲームの開催の延期または中止＞
天災地変、疫病の流行その他の理由によって、当社が合理的にホームゲームの開催が不可能と判断した場合、当社はホームゲームの開催の延期または中止する場合があります。
前項の場合、当社は、代替試合の観戦権の付与その他の代替サービスの提供をすることができます。
前項にかかわらず、当社は、第 1 項に基づくホームゲームの開催の延期または中止に関し、会員に対して代金の返金その他のいかなる補償を行う義務をも負いません。

第 12 条＜観戦権の停止＞
会員に本規約違反、法令違反、当クラブが定める観戦ルール違反、他のお客様に対する迷惑行為その他の会員として不適当と認められる事由があると当社が合理的に判断した場合、当社は、ホームゲームの残試合数にかかわらず、会員の観戦権を停止し、以後のシーズンシートもしくはハーフシーズンシートの購入を禁止することができます。
前項に基づいて観戦権を停止した場合、当社は、代金の返還その他のいかなる補償をも行いません。

2026 年 11 月 1 日施行
株式会社ザスパ